

# 交通安全対策について

## 【概要】

交通事故による死傷者をゼロに近づけ、究極的には、交通事故のない安全安心な都市東京を実現していくため、平成 28 年 4 月に「第 10 次東京都交通安全計画」を策定し、同計画及び同計画に基づき具体的な対策を取りまとめた年次計画である「東京都交通安全実施計画」を踏まえ、様々な交通安全対策を推進している。

## 【主な取組】

### 1 交通安全の総合調整

都内の陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的視野に立った施策の推進を図るため、交通安全実施計画及び実施計画を策定し、また区市町村及び関係機関との各種対策会議の開催を通じ連絡調整を図る。

#### (1) 東京都交通安全計画の策定

都内の陸上交通に関する交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、交通安全対策基本法に基づき、5 か年の大綱として策定する。

「第 10 次東京都交通安全計画」（平成 28 年度～令和 2 年度）

数値目標：年間死者数 125 人以下(令和 2 年)

※ 世界主要大都市の中で人口当たり死者数が最も少ないレベル

#### (2) 緊急事態宣言の発出

以下の条件のいずれかに該当した際に、知事名による緊急事態宣言を発出して、交通事故に関する注意喚起を行い、警視庁及び関係機関等が連携して早期に集中的な交通事故防止対策を推進する。

ア 交通死亡事故が連続 7 日間発生した場合

イ 交通死亡事故が連続発生し、死者数が 8 人を超えた場合

#### (3) 首都交通対策協議会の運営

各年度における「交通安全実施計画」に基づく施策の具体的な実施方針を定め、春・秋の交通安全運動実施等を決定する。

〔構成〕 会長：知事

委員：庁内の職員及び関係機関・団体の役員等並びに学識経験者等のうちから委嘱する委員 10 人以内により構成

## 2 交通事故防止

平成30年の交通事故の現況は、死者数は143人、発生件数は32,590件、負傷者数は37,443人と前年と比較して減少している。引き続き事故全体を減らしていくには、子供や高齢者、外国人などに対し交通ルールの遵守や正しい交通マナーの実践を呼びかけていく必要がある。

### (1) 高齢ドライバー対策の実施

関係機関・団体等と連携し、高齢者向けの交通安全教室を実施しているほか、高齢運転免許の自主返納制度や運転経歴証明書制度の周知を行っている。また、豊島区内における高齢運転者による事故を受け、6月より庁内関係局から構成する「自動車の交通安全対策緊急プロジェクトチーム」を設置し、自動車の交通安全対策について幅広く検討している。

実績 高齢ドライバー交通安全セミナー 平成30年度 2回  
高齢者安全運転支援装置設置促進事業補助金の開始 令和元年7月

### (2) 子供・高齢者向け参加・体験型交通安全教室の実施

道路横断時の危険性を疑似体験できる「歩行者シミュレータ」や反射材の効果を視認できる「くらピカBOX」等による交通安全教育を実施している。歩行中の事故に関しては、7歳児の事故が多いことから、令和元年度は子供に対する交通安全教室の回数を増加している。

実績 歩行者シミュレータの運用 平成30年度 120回、体験者 12,487人  
くらピカBOXの貸出 平成30年度 18回

### (3) 区市町村担当者実務講習の実施

区市町村の交通安全教育担当者を対象に、交通安全に関する知識及び実務能力を身に付ける講習会を実施し、区市町村が行う交通安全教育を支援している。

実績 平成30年度 2回

### (4) 地域交通安全ふれあい事業

区市町村が主催する高齢者対象の講習会等において、俊敏性測定器や反射材効果体験ツール（くらピカBOX）、二輪車シミュレータ等を用いた参加・体験型の交通安全教育を都が出前形式で実施して、地域の交通安全意識の向上を図っている。

実績 平成30年度 15回、参加者 2,775人

### **(5) 首都交通対策協議会会長賞の贈呈**

交通安全対策の功労が特に顕著であった区市町村、当該地域の交通安全協会及び高齢者の事故防止対策に積極的に取り組んだ団体に対し、首都交通対策協議会会長賞を贈呈し、より一層の交通対策の推進を図っている。

実績 平成 31 年度 墨田区、町田市、本所・向島・南大沢・町田の  
各交通安全協会及び井藤自転車商会

## **3 自転車安全対策**

自転車事故については、全交通事故に占める割合が高水準で推移していることもあり、その安全利用を社会全体で推進していくため、「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」（平成 25 年 7 月施行）に基づき、区市町村及び関係機関等と連携して、都民に自転車の通行ルールの遵守及びマナーの向上等について普及啓発に取り組んでいる。

本年度は、減少傾向にあった自転車事故件数が平成 29 年、30 年と増加に転じたことや自転車損害賠償保険等の加入を促進する国からの通知等もあり、自転車損害賠償保険等への加入義務化を内容とする条例の改正について、令和元年第 3 回定例会への付議を目指しているところである。

### **(1) 自転車安全利用指導員制度のモデル実施（平成 28 年度～）**

違反者等に街頭で直接、啓発・指導を行い、ルールの周知とマナーの向上を図る。

実績 平成 30 年度 江東区、世田谷区、八王子市  
令和元年度 大田区、江戸川区、立川市

### **(2) 自転車販売店へのチェックシートの提供**

au 損害保険株式会社、一般社団法人東京都自転車商防犯協力会等の協力の下、都内の各自転車店を通じ、全ての自転車購入者へ交通ルールやヘルメット着用、保険加入の重要性等を周知

### **(3) 自転車安全利用 TOKYO セミナーの開催**

事業者による従業員への安全教育を促進するため、事業者は「自転車安全利用推進者」を選任し、企業内で従業員に自転車に関する研修や情報提供等を実施するリーダーを育成する講習を実施する。

実績 平成 30 年度 9 回

#### **(4) 自転車ヘルメット着用の普及啓発の強化**

自転車用ヘルメットの着用気運を醸成するため、特定地域においてヘルメット着用の推進、普及啓発した上で、その取組を都内全域に発信することにより、自転車乗用時のヘルメット着用の必要性等に関する広報を実施する。

実績 平成30年度 大田区

#### **(5) 自転車安全利用促進事業に対する区市町村補助（令和元年度開始）**

自転車の安全性、都民の安全利用意識を向上させ、自転車安全利用の促進を図るため、都民の自転車点検整備や自転車安全利用を促進する事業を実施する区市町村を補助する。

#### **(6) 自転車シミュレータ交通安全教室の開催**

子供から高齢者まで、自転車のルールを楽しみながら、分かりやすく習得できる自転車シミュレータを活用し、区市町村や学校等と協働して交通安全教室を開催している。

実績 平成30年度 202回

#### **(7) 免許返納者等高齢者向け自転車安全利用講習会の開催**

運転免許返納者数の増加に伴う、代替交通手段としての自転車利用の増大を見据え、自動車教習所のコースを活用した講習会を開催している。

実績 平成30年度 葛飾区、八王子市、大田区

#### **(8) 自転車安全利用 TOKYO キャンペーンの実施**

社会全体で自転車の安全利用を推進するため、毎年5月の自転車月間に合わせ、区市町村、警察及び関係団体と連携してキャンペーンを実施している。

### **4 放置自転車対策**

都内の駅周辺における自転車等の放置台数は、ピーク時の平成2年には約24.3万台にも上っていたが、平成30年の調査では約2.7万台にまで減少している。しかしながら、依然として駅周辺には大量かつ無秩序に自転車等が放置され、歩行者や緊急車両等の通行を阻害するとともに、街の美観を損ねるなど見過ごすことのできない社会問題となっている。

## (1) 放置自転車の実態調査

区市町村を通じて、駅前の放置自転車等の実態等について調査を実施し、結果を取りまとめ公表し、対策に役立てる。

〔参考〕放置自転車台数

平成2年調査 約24.3万台（ピーク時）→ 平成30年調査 約2.7万台

※ 令和2年中に、放置自転車台数を2万台以下にすることを目標

## (2) 駅前放置自転車対策事業者に関する知事感謝状の贈呈（9月）

都内の駅前放置自転車対策事業に功労があった団体や個人に対し、知事名による感謝状を贈呈することにより、駅前放置自転車対策のより一層の促進を図る。

## (3) 駅前放置自転車クリーンキャンペーン（10月）

毎年10月下旬の10日間に、都内全域において、区市町村とともに、警視庁や鉄道・バス事業者、商工業団体、交通安全普及団体等と連携して、ポスター・リーフレットによる広報や、ウェブ広告を行うほか、駅頭での広報啓発活動を実施している。

## 5 ITS等を活用した交通渋滞対策

### (1) 「ハイパースムーズ東京」（事業期間：平成28年度～令和2年度）

既存の道路空間を利用した即効性のある渋滞対策を、関係各局及び警視庁等と連携して実施。

都内主要渋滞交差点のうち交通渋滞の実態を踏まえて毎年度対策箇所を選定し、期間内で100か所程度に、需要予測信号制御などITS（高度道路交通システム）技術を取り入れた対策等を実施し、渋滞緩和を図る。

自動車が走行した地点、時間、速度等の情報を集積した「プローブ情報」を活用して交差点における渋滞の状況を把握、対策箇所の選定や効果検証を行う。

【参考】ハイパースムーズ作戦（事業期間：平成20～27年度）

事業対象：都内の渋滞の著しい区部30路線区間

成果：ピーク時旅行時間 3.8%減少

日中平均旅行速度 23.6%上昇

# 若年支援対策について

## 【概要】

子供・若者が、安全安心な環境の中で心身ともに健やかに成長し、自立した社会の一員として活躍できる社会の実現を目指し、東京都青少年問題協議会の運営や、東京都青少年の健全な育成に関する条例（以下「健全育成条例」という。）、東京都子供・若者計画等を踏まえた、青少年の健全育成や若者の自立に向けた支援などの取組を進めている。

## 【主な取組】

### 1 東京都青少年問題協議会

青少年問題に関する総合的施策について必要な重要事項を審議する知事の附属機関

〔構成〕 会長：東京都知事（代理出席の場合 副知事）

委員：東京都議会議員 6 人、学識経験者 16 人以内

関係行政庁職員 5 人以内、東京都職員 8 人以内

〔審議内容〕

時期	審議テーマ	都の取組
第 31 期 (H29 年 2 月) (H30 年 7 月)	・ 児童ポルノ等被害が深刻化する中での 青少年の健全育成について (「自画撮り被害」対策) ・ ひきこもり、ニート、非行等の社会的 自立に困難を有する若者に対する相談支 援における課題と対応について	・ 「自画撮り被害」対策について は緊急答申を踏まえて条例を一部 改正 ・ ひきこもりや非行等の相談支援 の充実
第 30 期 (H27 年 8 月)	「東京都子供・若者計画（仮称）」 について	都及び区市町村における子供・若 者育成支援施策の枠組み作りの促 進
第 29 期 (H26 年 2 月)	青少年のインターネット・携帯電話への 依存に関する調査研究	ネット依存予防の取組 (家庭や学校におけるルール作り 支援など)

### 2 若者の自立支援

近年、少子高齢化、情報化、国際化などの進展により、子供・若者を取り巻く環境は大きく変化し、社会的自立に困難を有する子供・若者のもつ背景は、これまで以上に複雑なものとなっている。

こうした子供・若者の実態を把握し、地域や関係機関と連携し、自立に向けた取組を進める。

### **(1) 「東京都若者総合相談センター（愛称：若ナビα）」の運営**

幅広い分野にまたがる若者の問題への一次的な受け皿として若者やご家族からの電話・メール相談と来所による相談に応じ、より細やかで確実な見立てを行うとともに、地域の適切な支援機関へつなぐ。

実績 平成 30 年度 合計 8,067 件 延べ件数(電話 7,349 件、メール 579 件、来所 139 件)

### **(2) 東京都子供・若者支援協議会**

社会的自立に困難を有する子供・若者等への切れ目のない支援を実施するため、関係機関・支援団体の連携を強化

※「子ども・若者育成支援推進法」に基づき、都の協議会の位置付け

### **(3) 子供・若者自立等支援体制整備への補助**

社会的自立に困難を有する若者のための相談窓口の設置又は支援事業の新設・拡充を行う区市町村に対して費用の一部を補助するとともに、区市町村向けに情報交換会、研修を行う。

補助率 1/2 (1 区市町村あたり 200 万円を限度)

実績 平成 30 年度 8 自治体

### **(4) 区市町村・民間支援機関連携促進事業（令和元年度開始）**

区市町村の相談体制整備を促進するため、区市町村に臨時総合相談窓口を開設し、総合相談窓口を開設するに当たって必要なノウハウを提供や、民間支援機関とのマッチングを行う。

### **(5) 地域の若者支援社会資源ポータルサイトの運営**

若者支援機関の情報を提供することにより、区市町村における若者支援の充実に資するポータルサイトを運営している。

実績 掲載支援機関数 212 団体（平成 30 年度末）

### **(6) 地域支援者向け講習会**

社会的自立に困難を抱える若者やその家族を支援につなげるため、民生・児童委員等の地域支援者向けに、講習会を開催している。

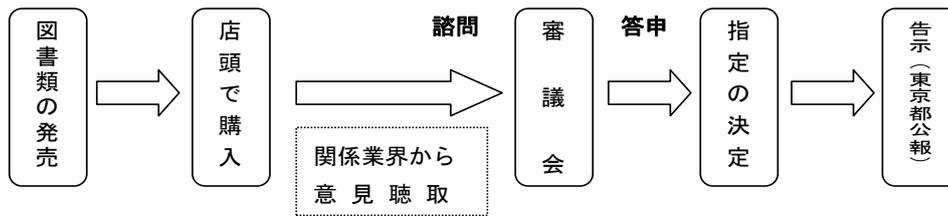
実績 平成 30 年度 2 回、参加者 88 人

## **3 東京都青少年健全育成審議会**

不健全な図書類等の指定、優良映画等の推奨等について審議する知事の附属機関

[構成] 業界関係者 3 人以内、青少年の保護者 3 人以内、学識経験者 8 人以内  
関係行政機関職員 3 人以内、東京都職員 3 人以内

[不健全図書類指定の流れ]



#### 4 いじめ問題調査委員会への対応

平成 30 年 7 月 19 日に知事の設置が必要との判断を受け、東京都いじめ防止対策推進条例に基づくいじめ問題調査委員会を設置予定

# 治安対策について

## 【概要】

「東京都安全安心まちづくり条例」に基づき、安全で安心して暮らせる東京を実現するため、防犯ボランティアの活動支援や防犯設備の整備補助などのソフト・ハード両面から対策や、近年のインターネットやスマートフォンなどの普及によるトラブルや被害を防止するための相談や講座の実施、刑法犯検挙者数が減少している中、再犯者の減少が小幅に留まっていることからの再犯の防止等の推進などに取り組んでいる。

また、警視庁や区市町村等関係機関と連携し、振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺対策や外国人不法就労防止対策、外国人の滞在支援等を実施している。

## 【主な取組】

### 1 東京都安全・安心まちづくり協議会の運営（平成 15 年度～）

都、警視庁、区市町村、事業者、都民等の関係者が連携し、毎年の活動方針・計画の下に安全安心な地域環境整備を推進

〔構成〕【会長】東京都知事 【会長代行】警視總監

【委員】行政、都民・地域団体、事業者団体等 66 団体

（区長会、市長会、町村会、町会連合会、防犯協会連合会、民生児童委員連合会、全国銀行協会、商工会議所連合会、商店街振興組合連合会 等）

### 2 防犯環境の整備

地域の防犯力向上のため、防犯カメラの設置を契機として、地域の見守り活動等が活発に展開されるよう、町会・自治会や商店街等に対し、設置費用等の補助を行っている。

実績 約 2 万台（平成 16 年度～30 年度）

#### （1）町会・自治会、商店街の防犯カメラの設置補助

東京 2020 大会までに地域の安全安心の体制を強化すべく新規設置分について、地域負担が従前の 2 分の 1 になるよう補助率の引き上げ（平成 29 年度～令和元年度）

補助率	町会・自治会等			商店街		
	都	区市町村	町会等	都	区市町村	商店街
～H28	1/2	1/3	1/6	1/3	1/3	1/3
H29～R元	7/12		1/12	1/2		1/6

#### （2）区市町村立公園における防犯カメラの設置補助（平成 29 年度～令和元年度）

補助率：都 1 / 3 区市町村 2 / 3

#### （3）登下校区域防犯設備整備補助事業（令和元年度開始）

通学路に限らず、登下校において安全確保が必要と区市町村が認める箇所への設置に係る経費の一部を補助

補助率：都 1/2 区市町村 1/2

### ※通学路の防犯カメラの設置補助（平成 26 年度～30 年度）をリニューアル

#### （４）防犯設備維持管理経費補助（令和元年度開始）

町会・商店街等が設置・管理する防犯カメラの保守点検及び修繕に係る経費の一部を補助

補助率：(町会) 都 7/12 区市町村 1/3 地域団体 1/12

(商店街) 都 1/2 区市町村 1/3 地域団体 1/6

### 3 防犯ボランティアの活動支援

子供や高齢者等が犯罪に巻き込まれにくい社会を実現するため、安全安心まちづくり条例に基づき、防犯ボランティア活動を継続・充実するために必要な支援を区市町村等と協働で行っている。

#### （１）ながら見守り連携事業（平成 27 年度～）

地域の見守りの目を増やすため、地域を巡回する事業者の協力を得て、日常業務を行いながら子供や高齢者等を見守る「ながら見守り連携事業」を推進する。

実績 25 事業者（令和元年 7 月現在）

##### 事業者名

（一社）東京都信用金庫協会、日本郵便(株)東京支社、(株)セブン-イレブン・ジャパン、(株)ローソン、(株)ファミリーマート、ミニストップ(株)、山崎製パン(株)、(株)ポプラ、国分グローサーズチェーン(株)、(株)スリーエフ、(株)イトーヨーカ堂、東京都牛乳商業組合、東京都新聞販売同業組合、多摩新聞販売同業組合、東京ヤクルト販売(株)、ヤマトホールディングス(株)、佐川急便(株)、東京電力ホールディングス(株)、三井住友海上火災保険(株)、損害保険ジャパン日本興亜(株)、住友生命保険相互会社、東京海上日動火災保険(株)、東京都LPガス協会、あいおいニッセイ同和損害保険(株)、日本通運(株)首都圏支店、(株)カクヤス

#### （２）防犯ボランティアのつどい

防犯の専門家によるセミナーや団体間の意見交換、防犯情報マップの活用・操作方法についての講習を実施し、パトロール等各種活動の高度化、効率化を図る。

実績 平成 30 年度 防犯ボランティアのつどい 約 90 人

青パトセミナー 約 50 名

#### （３）防犯ポータルサイト「大東京防犯ネットワーク」の運営

防犯ボランティア団体の概要や活動事例、子供の安全対策、都・区市町村の取組等を情報発信。平成 28 年度にリニューアルし、地理情報システム（Web-GIS）を活用した防犯情報マップを導入。



防犯情報マップ



子供の安全マップ

## 4 子供の安全確保

都内各地域では、都及び区市町村、警察署等の様々な取組を通じて、登下校中の定期的なパトロールや声掛け運動等、様々な形の子供の安全対策が展開され定着してきているが、子供に対する犯罪は依然として発生している。

子供の安全確保のため、子供見守り活動の活性化に加え、防犯教育を充実させ子供自身の危険予測・回避能力を高めるとともに、見守りを行う人の裾野を拡大していくことが必要である。

### (1) 子供見守り活動事例集の配布（平成 23 年度～）

### (2) 親子で地域の安全点検事業（平成 29 年度～令和元年度）

子供と保護者等での地域の安全点検等を実施し、未就学段階の子供に危険予測・回避能力を身につけさせるとともに、保護者等に対して、地域の危険箇所を認識させ、子供の安全対策への意識を高める。

実績 平成 30 年度 3 回 202 名

### (3) 家庭での子供の安全啓発事業

家庭における安全教育の普及啓発を図るため、小学校低学年の児童及びその保護者を対象とした普及啓発動画を作成（平成 30 年度）し、リーフレットで周知を図る

### (4) 防犯人材ソフトパワーの発掘事業（平成 30 年度～）

防犯ボランティア等に関心の低かった人に対し日常生活の中で防犯や子供の安全に関する意識啓発を行うことで、地域における見守りの眼の裾野を拡大する。令和元年度は、犬の飼い主などへの働きかけを行う。

実績 平成 30 年度 市民ランナーに対する呼びかけ



ランガールとの協定締結式

### (5) 防犯教育人材育成事業（平成 30 年度～）

子供自身に危険予測・回避能力を身に付けさせるため、子供に対して防犯教育ができる人材を育成する講座を開催する。

実績 平成30年度 4回、受講者 178人

### (6) 在住外国人による子供の見守り活動

都内の在住外国人が増加傾向にあり、外国人の子供も増えていることから、外国人コミュニティ等の協力を得ながら子供の見守り活動を実施し、地域における防犯力の底上げを図る。

## 5 有害情報からの保護

青少年を様々な有害情報から保護し、青少年の健全な育成を図るため、「東京都青少年の健全な育成に関する条例」に基づき、青少年の生活環境の整備及び青少年の福祉を阻害するおそれのある行為の防止など各種事業を実施している。

### (1) ネット・スマホのトラブル相談窓口「こたエール」の運営

平成 30 年度は電話・メール相談に加え、LINE による相談を試行的に実施し、令和元年度からは通年でLINE 相談※を実施している。

※ 教育庁や福祉保健局との共通アカウント（相談ほっとLINE@東京）を使用

### (2) ファミリールール講座の運営

青少年が「自撮り被害」などのトラブルに巻き込まれ、被害者となるケースが増加していることを踏まえ、青少年をはじめ周りの大人に対しても、ネット上のトラブルや危険性、それらから身を守る防止策等についての講座を実施する。

実績 平成 30 年度 599 回 103,802 人

### (3) 携帯電話の危険性から子供を守る取組

保護者が、青少年に持たせる携帯電話またはPHS 端末を選ぶ際の目安・参考としてもらうため、青少年の年齢に応じ、青少年の健全な育成に配慮した端末を推奨するほか、令和元年度からインターネット接続機器に付加することができる機能（アプリケーション）で、青少年のインターネットの利用に伴う危険性（自撮り被害、自殺や犯罪、いじめなど）の除去に資するものについても推奨を開始した。

実績 令和元年度 2 アプリ推奨

### (4) 立入調査

青少年を深夜（午後 11 時から翌日午前 4 時まで）に、映画館、ボウリング場、カラオケボックス、まんが喫茶・インターネットカフェ等に立ち入らせないよう、また、不健全な図書類が青少年に販売、貸付け、閲覧等されないよう、健全育成条例に基づき職員による立入調査及び自主規制等の実態調査を実施する。

## 6 再犯の防止等の推進

近年、刑法犯で検挙された者のうち、初犯者は大幅に減少しているが、再犯者の減少は小幅に留まり、再犯者率（検挙人員に占める再犯者の割合）は増加傾向にある。こうした中、平成 28 年 12 月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、これに基づき平成 29 年 12 月には、国の「再犯防止推進計画」が閣議決定された。本計画を踏まえ、都においても再犯防止推進計画を策定し、再犯防止に向けた具体的取組推進していく。

### (1) 東京都としての再犯防止推進計画の策定

平成 28 年 12 月に再犯防止推進法が施行され、これに基づき平成 29 年 12 月には、国の再犯防止推進計画が閣議決定。本計画を踏まえ、庁内関係局及び法務省等による検討会を立ち上げ、都の再犯防止推進計画を策定する。

実績 令和元年 6 月パブコメ実施（7 月末計画策定・公表予定）

### (2) 「高齢者よろず犯罪相談」窓口の設置（令和元年度実施）

高齢者による犯罪の背景には、加齢に伴う種々の機能の低下によるものがあると想定されるため、社会福祉士や精神保健福祉士等による高齢者本人やその家族等を対象とした犯罪相

談を実施する。

### (3) 非行少年等の立ち直り支援

刑法犯少年全体に占める再犯者の割合は、近年微増傾向にあり、8年連続で3割を超えている。非行少年及び少年院出院者をはじめとする非行歴のある若者が再非行・再犯の道に陥ることを防ぎ、立ち直りを地域で支援するため、更生保護活動に当たる保護司との連携や、普及啓発活動を行っている。

## 7 治安対策の推進

都内の刑法犯認知件数は減少し、東京の治安状況は改善傾向にあるものの、「都民生活に関する世論調査」では都政への要望として治安対策は3位にあげられるなど、依然として治安対策への要望は高い。特に都民の身近で発生する犯罪となっている振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺被害の認知件数は平成30年に過去最高件数を記録し一層の対策が必要となっている。

### (1) 特殊詐欺対策

特殊詐欺の被害防止に効果が高い自動通話録音機の高齢者世帯等への設置を促進するため、区市町村が自動通話録音機を購入する際の補助を行うほか、プロの劇団員の寸劇による特殊詐欺被害防止公演や未成年者等の若者が「出し子」や「受け子」などの犯行に安易に加担しないよう普及啓発を行っている。

※自動通話録音機設置促進補助事業

補助率：都 1/2 区市町村 1/2

実績 平成30年度 19,740台



自動通話録音機

### (2) ネット利用犯罪等の防止対策

インターネット等を利用した犯罪に巻き込まれるおそれのある大学生、若手社会人、高齢者等を対象とした被害及び加害行為の防止並びにネットリテラシー向上のための啓発講習会を実施している。

実績 平成30年度 26回

### (3) 不法滞在外国人対策

国内には、平成31年1月現在、依然として約74,000人の不法残留者が存在している。不法滞在を可能としている環境の改善を図るため、東京出入国在留管理庁、警視庁及び東京労働局などと連携し、事業主を対象とする不法就労防止啓発講習などの対策を実施している。

実績 不法就労防止啓発講習 平成30年度 69回 5,008人

外国人労働者雇用マニュアル 平成30年度 20,000部作成



外国人労働者雇用  
マニュアル

### (4) 外国人滞在支援対策

外国人の中には、生活環境、文化、言語の違いから、日本人住民とトラブルとなる者や、日本の法律の不知、忘却、錯誤から、意図せずに法を犯してしまう者も存在する。在住外国人に

日本のルール・マナーや法律を正しく理解してもらい、トラブルを未然に防ぐため、留学生等に対する講習などの対策に取り組んでいる。

実績	留学生等に対する生活指導講習	平成30年度	53回	3,407人
	外国人在留マニュアル	平成30年度	65,000部	作成

### (5) 暴力団排除対策

都のあらゆる事業から暴力団を排除するとともに、社会全体で暴力団排除気運を高めるためのキャンペーンを実施するなど、区市町村や警視庁等と連携した広報啓発活動を行い、実効性のある暴力団排除対策を実施する。

実績	暴力団排除に係る実演式講話の実施	平成30年度	25回
	暴力団追放都民大会の実施	平成30年10月	※名誉会長 知事
	区市町村暴力団排除担当課長連絡会議	平成30年度	2回
	中高校生への暴力団排除講話の実施	平成30年度	15校

### (6) オリンピック・パラリンピックを見据えた「地域の安全点検」の推進

東京2020大会開催に向け、東京都には開催都市として、地域の安全・安心を提供する責務があり、そのためには、広く都民の参画を呼びかけ、官民一体となって安全・安心を確保しなければならない。当本部では、東京2020大会に向けた東京都安全・安心推進会議における治安対策分科会の事務局を担うほか、広く都民に対し、普段の通勤や買い物などの外出時に、街の様子にいつもと違う点がないかをよく見る「街の安全みまもり」を呼びかけ、東京2020大会への参画意識と防犯意識の啓発を行う。

実績	街の安全みまもりキックオフイベント	令和元年7月開催（予定）
	「東京2020大会の安全・安心の確保のための対処要領 II 治安対策分野」第二版のとりまとめ	平成31年4月